



税金

固定資産の实地調査にご協力を

適正に評価・課税するため、土地や家屋、償却資産の实地調査を行っています。調査時には、評価に必要な範囲で屋内に立ち入らせていただきます。調査員（固定資産評価補助員証と徴税吏員証を携帯）が訪問した際はご協力ください。

■こんなときは届け出を

土地の地目を変更した人や家屋を新築・増築または取り壊した人で、登記申請をしていない場合はご連絡ください。また、用途が住宅用地からそれ以外に変わった時（その逆も）、2筆以上の土地を合わせて1つの画地にした時（その逆も）も、評価額や税額が変わることがありますのでご連絡ください。表の場合は届け出が必要です。

問固定資産税課管理・償却資産担当 ☎ 423-9426、土地担当 ☎ 423-9427、家屋担当 ☎ 423-9428

こんなとき	届け出
既存の未登記家屋の売買、相続、贈与などにより所有者を変更した	未登記家屋所有者変更届
固定資産の所有者が死亡してまだ相続登記をしていない	相続人のうちから代表納税義務者を選任し、相続人代表者等指定届
共有物件の代表納税義務者が死亡した	納税義務者変更届

令和5年度市・府民税の納税通知書などを送付

給与から市・府民税が特別徴収される給与所得者の税額決定通知書を、5月15日(月)付で勤務先に郵送しました。公的年金受給者や事業所得者、特別徴収されない給与所得者の市・府民税の納税通知書と税額決定通知書は、6月9日(金)付で個人宛に郵送します（市・府民税が非課税の人には郵送しません）。各通知書は、お手元に届くまでに1週間程度かか

る場合があります。

問市民税課賦課担当 ☎ 423-9418・9419



子育て

児童手当2～5月分を振り込み

6月9日(金)に受給者の口座に振り込みます。支給月額は表のとおりです。通帳記入のうえ、ご確認ください。

年齢区分	月額	
0～3歳未満	15,000円	
3歳～小学生	第1・2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生	10,000円	

※第3子以降とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの養育児童のうち、3番目以降をいいます。
※所得制限限度額以上の人は中学生までの児童1人につき一律5,000円です。

■所得が下がれば申請が必要です
所得上限限度額以上で手当の支給がなくても、令和4年分の所得が所得上限限度額未満の場合は、令和5年6月分以降の手当の支給を受けることができます。市・府民税税額決定通知書等で所得上限限度額未満であることを知った日の翌日から数えて15日以内に手続きしてください。詳しくは市ホームページをご確認ください。※申請手続きがない場合は手当の支給はありません。

問子ども家庭課子育て給付担当 ☎ 423-9624

支援学校・支援学級・通級指導教室の進路説明会

各教員が支援内容をわかりやすく説明します。

問令和6年度に小学校へ就学予定で、発達などに支援が必要と思われる子の保護者 日・時 6月14日(水)午前9時半～11時 場 opsol 福祉総合センター(野田町1丁目) 問保健センター ☎ 423-8811 問市歯科医師会 ☎ 439-3075、教育委員会総務課保健担当 ☎ 423-9638

- 9685 問 423-2496



健康・福祉

在宅緩和ケア支援助成金をご存じですか？

家族介護者支援のため、介護保険を利用できない末期がん患者へ、特殊寝台などの福祉用具貸与サービスと訪問入浴サービスに掛かった費用を助成しています。

問在宅の末期がん患者で介護保険サービスを利用できない人（40歳未満の末期がん患者、介護認定申請後で認定調査前に死亡された人など） 対象サービス①訪問入浴（介護保険サービスに準ずる）②福祉用具貸与（特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具） 助成額対象サービスに掛かる費用の9割（生活保護受給者は10割） 申・問介護保険課で配布する ③申請書 ④主治医の意見書・診断書など、がん末期とわかる書類（③④は市ホームページからダウンロード可） ⑤内訳書・領収書（受領委任払いの場合は領収書不要）を介護保険課へ ※手続きは毎月必要です。 問介護保険課 ☎ 423-9475

胃内視鏡検査による胃がん検診がはじまります



従来のバリウムによる胃部エックス線検査に加え、6月1日(木)より、新たに胃内視鏡検査を実施します。実施医療機関は市ホームページまたは保健センターへお問い合わせ

合わせください。

問検診当日、50歳以上の偶数年齢の人（胃の疾患で治療中の人は対象外。治療中の疾患、内服中の薬の種類などによっては対象外になる場合があります） 検診内容問診、胃内視鏡検査 検診料2,000円（一部負担金。無料対象者は要問い合わせ） 申直接、市内実施医療機関へ 問保健センター ☎ 423-8811 問 423-8833

市民歯科健康診査を受けましょう

6月4日～10日は歯と口の健康週間です。歯と口の健康は全身の健康につながります。自覚症状がなくても歯科健康診査を受けましょう。治療中または勤務先などで受診できる人や4月以降に受診済みの人は対象外です。

問本市の住民基本台帳に記載があり、健診当日に40歳以上75歳未満の人（後期高齢者医療被保険者証所持者を除く） 日 来年3月31日まで 内問診、口腔内診査（治療は行いません） 申事前に電話で市内歯科健康診査実施医療機関（市ホームページや健康だよりに掲載）へ 問保健センター ☎ 423-8811 問 423-8833

歯と口の健康フェスティバルと表彰式

歯科健診や歯みがき指導、歯周病検査、口腔がん検診、80-20（80歳以上で歯が20本以上ある人）コンテスト（当日先着50人に記念品）、歯並び相談（当日先着50人）と、「むし歯予防・歯と口の健康」入選作品の表彰式を行います。

日 6月3日(土) 時 表彰式…午後1時～2時、フェスティバル…午後1時半～4時 場 保健センター（別所町3丁目） 問市歯科医師会 ☎ 439-3075、教育委員会総務課保健担当 ☎ 423-9638

広告

広告